

2018年3月15日提出

[件名] 自然公園法施行規則の一部を改正する省令案の概要に対する意見

[宛先] 環境省自然環境局国立公園課

[氏名] 一般社団法人／日本哺乳類学会／哺乳類保護管理専門委員会／委員長浅野玄

[郵便番号・住所] 501-1193 岐阜県岐阜市柳戸 1-1 岐阜大学応用生物科学部

[電話番号] 058-293-2933

[FAX 番号] 058-293-2933

[FAX 番号] 058-293-2933

[e-mail] asanojr@gifu-u.ac.jp

[意見]

<該当箇所>

改正の趣旨および内容全般について

<意見内容>

国立・国定公園においても、希少野生動植物の保護や特定外来生物による生態系等に係る被害に対する対策を迅速に進めることを趣旨とした今回の改正を高く評価する。「認定保護増殖事業等」、「特定外来生物の防除」および「指定管理鳥獣捕獲等事業」において、従来は国立・国定公園では許可又は届出が必要であった工作物やカメラの設置等の行為が今回の改正によって「許可又は届出を要しない行為」となる以外に、その他にも複数の「許可又は届出を要しない行為」が追加される。本改正によって、希少野生動植物の保護や特定外来生物による生態系等に係る被害に対する対策が効果的・効率的に進められることが期待されると評価できる。一方、今回の“緩和的措置”によって、自然公園の保全や風致景観に対して悪影響や支障が生じないように、適切な運営管理や評価方法なども、取り入れておく必要があると考える。

以上